

報告第6号

令和5年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

令和6年9月9日

南部町長 陶山清孝

令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	事業規模
水道事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	146,301 千円
病院事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	1,699,994 千円
在宅生活支援事業会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	42,262 千円
農業集落排水事業特別会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	72,196 千円
浄化槽整備事業特別会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	19,827 千円
公共下水道事業特別会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	79,422 千円
太陽光発電事業特別会計	— (資金不足比率なし)	20.0%	69,065 千円